

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 38 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 22 年 4 月 13 日（火曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 14 時 23 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田	事務局	田湯次長
	議長、委員外～窪之内		寺嶋主査
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 概 要	○休憩中、4 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。		
	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 身体障害者通所授産施設「滝川更生園」の重油漏えい事故について		
	(2) 入院基本料 7 対 1 の取得について		
	(3) 病院機能評価受審日の決定について		
	(4) 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）		
	(5) 滝川市税条例の一部を改正する条例について		
	(6) 平成 22 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することとした。		

平成22年4月9日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成22年3月24日付け滝議第227号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	西 村 孝
市民生活部次長	伊 藤 克 之
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課副主幹	佐 藤 之 俊
市民生活部市民課主査	千 田 きみ子
市民生活部市民課主査	金 子 和 史
保健福祉部長	橘 弘 恭
保健福祉部次長	佐々木 哲
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
市立病院事務部長	東 照 明
市立病院事務部次長	鈴 木 靖 夫
市立病院事務部事務課長	松 村 孝 之
市立病院事務部事務課主幹	椿 真 人
市立病院事務部事務課副主幹	森 昌 之

(総務部総務課総務グループ)

第 38 回 厚生常任委員会

H22. 4. 13(火) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員長 全員出席。議長出席。委員外～窪之内。北海道新聞の傍聴を許可する。ここで休憩する。

休 憩 13:31

(4 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介)

再 開 13:39

1 所管からの報告事項について

委員長 (1)について説明願う。

(1)身体障害者通所授産施設「滝川更生園」の重油漏えい事故について

国嶋課長 更生園の重油漏えい事故については、これまで2回報告させていただいているが、このたび空知支庁との協議により重油漏えいの箇所、再試掘を申し渡された部分、追加工事として17万3,000円が追加となり、総額として711万円となったので修正させていただく。また重油の漏えい量については、空知支庁との協議により事務的な処理、推計値として約220リットルということで報告させていただく。報告がおくれたことをおわびする。これをもって最終報告とさせていただきたい。

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井 ① 220 リットルということだが、前回のときは推計でも出すのは難しいということだった。どういう形で出したのか伺う。

② こうしたことが起こらないための対策について、保健福祉部としてどういうことを考えているのか伺う。

③ 追加の17万3,000円の中身は調査と再試掘ということだったが、それだけなのか確認する。

国嶋課長 ① 漏えい量については、私どものほうでは判別できないということにしていたが、空知支庁との協議の中で推計値でいいから算出してほしいということをお願いし、給油当日の地下タンク内の重油の残油量に着目し、計算上の残量と検尺棒による実測との誤差を比較して、本来誤差は生じるが誤差がより小さくなった昨年の2月以降に重油漏れが始まっていたのではないかとということで、220リットルという数値を推計した。

③ 17万3,000円は敷地内3カ所の試掘の工事費である。

谷本副主幹 ② 今後の対策ということだが、現在大小2カ所のコンクリートの土管の点検ますを埋めたままになっているので、それを適宜あけて油の動向を観察していきたいと思っている。

橘 部 長 ② 保健福祉部関連の施設については、まだ数カ所地下タンクがあるが、漏えいするのはほとんどが管なので、古い管はなるべく早めに改修するなどして再発防止につなげていきたい。重油を入れる際には、当然給油量の日誌を各施設でつけており、極端な数字の幅があれば何らかの漏れが生じているということがわかるので、その点については各施設で徹底していきたい。

酒 井 結局は地下タンクの管の部分をかえることでしか根本的なものは変わらないの

ではないかと以前伺ったが、今後は管をすべて改修していくと言いつても時期については明言しなかった。できるだけめどをつけてやっていく必要があると思うが考えを伺う。

橘 部 長

配管の経年劣化の話だが、すぐと言っても施設が多いのですぐには予算がつかないということもある。建築、財政のほうとも十分相談しながら極力早いうちに優先順位をつけて改修工事を行いたい。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。(2)、(3)について説明願う。

(2) 入院基本料7対1の取得について

東 部 長

ことしの2月の実績で施設基準を満たしたので3月1日に届け出をし、3月分の診療報酬から入院基本料7対1の取得の対象となったということである。これによって当然増収にはなるが、一方では看護師数によって患者数の制約を受けるというジレンマが出てくるので、これを何とかうまくコントロールしていきたいと考えている。

(3) 病院機能評価受審日の決定について

東 部 長

更新の受審日が5月17日月曜日から19日水曜日までの3日間ということで決定した。この間に書類審査、現地審査が行われるということなので、現在それに向けて準備をしているところで、何とか更新受審をクリアしていきたいと考えている。

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内委員外議員

病院機能評価について伺う。当然評価項目は来ているので準備万端整っていて、何もないクリアしていける状況にあるということで確認してよいのか。

東 部 長

基本的にはおおむねクリアしていると考えている。ただ施設のな問題等で、例えば注射薬の患者1人1包というのは全病棟でできない状況にある。新病院ではすべて対応するというので、これについてはすべて機械化して行うことになっているが、現病院では施設の狭さなどから100%できていないということがあるので、この部分については事情等を説明して何とかしたい。ただ前回の受審からみると対象としているところの範囲はかなり拡大しているので、そういうところを訴えていきたいと考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) (2)、(3)については報告済みとする。(4)、(5)、(6)について説明願う。

(4) 専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)

(5) 滝川市税条例の一部を改正する条例について

(6) 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

榎木課長

委 員 長

説明が終わった。いずれも議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

渡 辺

① 国民健康保険税の資産割の廃止について伺う。今までは所得の比較で1件1件試算が違ふということで随分わかりにくかったが、資産割を廃止することで所得によって課税、家族数といったもののわかりやすい一覧表のようなものができるのか伺う。

② 資産割の廃止によって3,600万円程度の減となるが、この調子で平成23年度、24年度もいけるということなのか確認したい。

榎木課長

② 平成22年度で資産割を廃止したいということで上程するわけだが、22年度以降の国民健康保険財政を勘案したところ、これでやっていけるという見通

	しが立ったので今回廃止したいということである。23年度、24年度も廃止したままでいくことになる。
	① 資産割が廃止になり、所得割、平等割、均等割となる。ただ介護納付金分、後期支援等分があったり、年齢によっても違うので、できるだけわかりやすいものをつくるよう検討させていただきたい。
委員 長 酒 井	他に質疑はあるか。 ① 非自発的な失業者の関係について伺う。対象見込み世帯数について、届け出見込みは7割軽減が自動的になることでわかったが、先ほどの説明の中では倒産、解雇など以外に体力や病気、妊娠なども含まれているということで職業安定所でも判断されるということだった。倒産、解雇ということではわかるが、この見込み数の根拠について伺う。
	② PRについて職業安定所、広報、窓口、納税通知書ということで書かれているが、届け出をする市役所の窓口が一番重要だと思う。担当職員に口頭でこういうことで説明しなさいと言っただけでは漏らしてしまう可能性があるかと危惧している。こういう方にはこういう内容について説明しなさいといったマニュアル的なものが必要だと思うが、用意する考えがあるのか伺う。
金子主査	① 非自発的失業者の対象見込み 320 世帯の根拠については、滝川職業安定所管内で滝川市内の状況だけを押さえるのはなかなか困難ということで、例として示された管内の自治体で対象見込み世帯がある程度確実に出ていたデータがあったので、その2カ所のデータを滝川市内の世帯数に当てはめたところ、滝川市内は約 320 世帯であろうとの推計を出したところである。
	② 窓口では非自発的失業者の方に漏らさず軽減の案内をできるように努力をしている。届け出としては、まず資格の喪失者には窓口で間違いなくお伝えするという取り組みをしており、窓口でPRのパフレットを常設して必ずお持ちいただくようにしている。さらに広報での周知、ホームページで周知することも検討している。大もとの職業安定所のほうでも積極的に失業者の方に案内するという話を聞いており、さらにいろんな角度からPR方法の検討を進めていきたいと考えている。
委員 長 窪之内委員外議員	他に質疑はあるか。 今の保険料の負担軽減策についてだが、対象者はこの3つのすべてに該当しなければならぬということで、それ以外に雇用保険に加入しないで働いた人や2つには該当するが1つに該当しないといった場合もあると思う。国が示した基準がここであるというのはわかるが、仮にそういう人たちが出てきた場合、何らかの対応策を国のほうとして検討するとか、滝川市として市長が必要と認めた場合といった対応を検討しているのか伺う。
榎木課長	今回の非自発的失業者に該当される方はこれでいいと思うが、それ以外の方に関しては、現在行われている減免制度の中での対応となる。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし) (4)、(5)、(6)については報告済みとする。
	2 その他について
委員 長	委員から何かあるか。(なし) 事務局からあるか。(なし)
	3 次回委員会の日程について
委員 長	次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第38回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14:23